

## 日本法人設立関係費用

資本金	株式会社 1,000 万円以上 有限会社 300 万円以上	会社設立に際して、資本金は、一旦、銀行に保管してもらい、保管証明書を発行してもらいます。 保管証明書は設立登記に必要です。 設立登記完了後は、資本金を会社の運転資金として使用できます。
法人住民税 (均等割部分) 年間 従業員 50 人 以下の場合	資本金 1,000 万円以下 : 年間 70,000 円 資本金 1,000 万円超 1 億円以下 : 年間 180,000 円 資本金 1 億円超 10 億以下 : 年間 290,000 円  資本金 10 億超の場合はお尋ねください。	法人住民税には、均等割部分と 法人税割部分があります。 は、利益に有無にかかわらず、会社が日本にある以上毎年支払う必要があります。 は、利益を計上し法人税を支払う場合のみ、法人税額の 17.3% 程度を支払う必要があります。
法人税	年 800 万円以下の部分 : 22% 年 800 万円超の部分 : 30%	利益に課税される税金です。国税である法人所得税。
法人事業税	年 400 万円以下の部分 : 5% 年 400 万円超 800 万円以下の部分 : 7.3% 年 800 万円超の部分 : 9.6%	利益に課税される税金です。地方税である法人所得税。
税金のまとめ	概ね日本では利益の 30% (年 800 万円以下) から 40% (年 800 万円超) が税金となります。	

<p>設立の経費（実費） 会社の設立自体に必要な経費です。事務所経費等は含みません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録免許税（登記手数料）： 資本金額×0.007 上記計算式によって計算した金額が150,000円（株式会社の場合）又は60,000円（有限会社の場合）に満たないときは、一件につき、それぞれ150,000円（株式会社の場合）又は60,000円（有限会社の場合）となります。</li> <li>・定款認証代：約100,000円</li> <li>・資本金保管証明書発行手数料： 資本金額×0.0025 資本金1,000万円の場合、25,000円</li> <li>・その他雑費：約20,000円</li> </ul> <p>合計： 有限会社（資本金300万円）の場合 約200,000円</p> <p>株式会社（資本金1,000万円）の場合 約300,000円</p>	<p>会社登記の際、法務局に支払う手数料です。</p> <p>定款の枚数によって異なります。</p> <p>取扱銀行によって異なります。</p> <p>登録印鑑作成費や証明書発行手数料等です。</p>
<p>当事務所の報酬額</p> <p>事務所の選定、在留資格の取得手続、中国側手続、税務・会計などに関する部分は含まれません。</p>	<p>【設立自体】 有限会社の場合：168,000円（税込み） 株式会社の場合：189,000円（税込み）</p> <p>【設立に付随する手続】 日本銀行に対する届出又は報告書 税務署等に対する設立届 ：105,000円（税込み）</p>	<p>定款を日本語以外（英語又は中国語）で作成する場合は別途費用がかかります。</p>

	<p>合計：                  有限会社の場合：273,000 円（税込み）                  株式会社の場合：294,000 円（税込み）</p>	
経費と報酬額の合計	<p>有限会社（資本金 300 万円）の場合                  約 473,000 円（税込み）</p> <p>株式会社（資本金 1,000 万円）の場合                  約 594,000 円（税込み）</p>	<p>上記に加えて経費（実費）が必要になった場合は別途ご請求致します。</p>
役員	<p>有限会社の役員：取締役 1 名</p> <p>株式会社の役員：取締役 3 名以上                  監査役 1 名以上</p>	

以上